

令和6年4月採用の市職員を募集

受験希望者は、受験案内を確認の上、申込書を郵送で提出してください。受験案内や申込書は市ホームページ「職員採用」から入手することができます。

受付期間 5月15日(月)まで※消印有効

試験日 受験案内でご確認ください

募集職種など

職種	受験資格	募集人数
事務(上級)	平成5年4月2日から14年4月1日までに生まれた人	10人程度
事務[福祉](上級)	平成5年4月2日から14年4月1日までに生まれた人で、社会福祉主事の任用資格を有する人(令和6年3月末までに取得見込みを含む)	若干名
土木(上級)	昭和44年4月2日以降に生まれた人	若干名
建築(上級)		
保育士(中級)	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人(令和6年3月末までに取得見込みを含む)※神奈川県が実施する「国家戦略特別区域限定保育士試験」合格者を含む	1人
保健師(上級)	平成5年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人(令和6年3月末までに取得見込みを含む)	1人

※各職種とも地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません

☎職員課 94-4873



花と緑の祭典 第32回公園緑花まつり

とき 5月13日(土)・14日(日)午前9時～午後4時
(14日は午後3時まで)
ところ 総合運動公園

初夏を彩るたくさんの花や緑と触れ合えるイベントです。中央広場では、ハワイアン音楽やソーラン踊りなどが披露されます。



☎みどり公園課(いせはらサンシャイン・スタジアム内) 96-6466

主な催し

緑のフリーマーケット、間伐材を使った工作教室、ど根性ひまわり・キキョウの苗無料配布ほか。

同時開催

リサイクル展
両日 午前9時～午後4時
(14日は午後3時まで)

粗大ごみとして市が収集した物の中からシルバー人材センターが修理したりサイクル家具約200点を販売するほか、ごみ減量化・資源化に関するパネル展示やフードドライブ*など。
*賞味期限まで2カ月以上あり、常温保存できるレトルト食品や

いせはら環境展

両日 午前9時～午後3時
電気自動車の試乗やエコドライブ診断(申込不要、当日参加可)、再生可能エネルギー(太陽光・蓄電池・再エネ電力など)の紹介、市民団体による環境に関する取り組みのパネル展示、工作体験コーナー、ワイズラリー(景品あり)ほか。

毎日のくらし展

13日(土)午前9時～午後4時
悪質商法に関するパネル

14日(日)午前10時～正午、午後1時～3時
血管年齢を測定します。

☎健康づくり課 94-4616

5月11日(木)～20日(土) 春の全国交通安全運動

☎市民協働課 94-4715

安全は心と時間のゆとりから

大切な人を交通事故から守るために、一人一人が交通安全について考えてみましょう。

◆道路を横断するときは横断歩道を利用し、手を挙げなど、横断する意思を運転者に伝えましょう

◆外出時は明るい服装や反射材で自分の位置を知らせましょう

◆車や自転車のライトは日没の1時間前に点灯しましょう

◆家族で確認交通安全

◆加齢などで運転に不安がある人がいる場合は、運転免許の自主返納について話し合みましょう

◆飲酒運転は絶対にやめましょう

◆自転車に乗るときは、新しくなった自転車安全利用五則を守りましょう

◆夕暮れ時は特に注意

◆運転者は横断歩道を渡るうとして歩行者がいる場合は、必ず一時停止しましょう

自転車安全利用五則

自転車を運転する際は、TSマーク付帯保険など、自転車損害賠償責任保険の加入が県の条例で義務化されています。

- ◆車道が原則、左側を通行
- ◆夜間はライトを点灯
- ◆歩道は例外、歩行者を優先
- ◆飲酒運転は禁止
- ◆ヘルメットを着用



◆交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



5月は消費者月間です

デジタルで快適、消費生活術(デジタル社会の進展と消費者のくらし) (消費者月間統一テーマ)

☎人権・広聴相談課 94-4717

社会のデジタル化が進み、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能となった昨今、SNSによる情報収集・発信やオンライン消費の普及など、生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は広がりました。

◆販売価格が大幅に値引きされている

◆継続期間や購入回数が決まらされていないか確認する

◆利用規約の内容を確認し、最終確認画面をスクリーンショットなどで保存する

一方で、新たな消費者トラブルも発生しており、デジタルサービスの仕組みやリスクの理解、情報の正確さを見極める力や適切に活用するための情報モラルを身に付けることが必要です。

◆支払い方法が限定されている(銀行振り込みや代金引換サービスのみなど)

◆返品や解約の条件、解約するときの連絡手段を確認する

◆事業者の住所が実在しないものや無関係なもの、または記載されていない

困ったら消費生活センターに相談を

商品の購入やサービス利用に関するトラブルの相談を、消費生活相談員が受け付けます。

☎市消費生活センター 95-3500
相談日時 月～金曜日(祝)



トラブル別アドバイス

不安なときや気になることがある場合はすぐに契約

や支払いを行わず、家族や友人などに相談しましょう。

◆公式サイトに似せた偽サイトにご注意ください

◆継続期間や購入回数が決まらされていないか確認する